

運用 4（広域農業用水適正管理対策事業）

第 1 趣旨

広域農業用水適正管理対策事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 4 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 4 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 7 の柱書き	地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 3 号	農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿